新エネ・省エネ設備設置経費の

-部を助成します!

~ 令和7年度 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業のご案内~

文京区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に効果的な設備の利用促進を 図るため、新エネルギー・省エネルギー設備設置に係る経費の一部を助成します。



注 意

- ① L E D 照明器具等を除く太陽光発電システム等 8 設備について、助成対象設置日 及び申請期間が変更となりました。必ずご確認ください。
- ②LED照明器具等の助成金の申請は、予算の範囲内で受付けます。
- ③区及び他の機関からの助成額の合計が設置等に係った経費(文京区助成対象経費) を上回ることはできません。

1 助成対象設備

·	DL-W-LI-Z-50.Ht @ TT //L	1 8047 77 4 801 48 6 47	助成対象者		
【耐用年数】	助成対象設備の要件	上限額及び助成金額		管理 組合等	中小 企業者
住宅用太陽光 発電システム 【17年】	1. 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの2. 発電された電力を当該設置住宅(共用部分を含む。)で使用すること。	【上限70万円】 次の(1)と(2)のいずれか低い額 (1) 10万円/kW ※5 kWを超える場合、超える部分については5万円/kW (2) 実質負担経費(助成対象経費の実支出額から、他機関より受給した補助金の額を差し引いた額)に2分の1を乗じた額	0	0	_
パワーコンディショナ (住宅用太陽光発電システム用) 【10年】	1. 住宅に既に設置されており、太陽光発電システムの要件を満たすものであって、当該システムを継続して利用するために更新するものであること。	満たすものであって、当該 助成対象経費の実支出額に4分の1 もして利用するために更新 を乗じた額		0	_
家庭用燃料電池 (エネファーム) 【6年】	一般社団法人燃料電池普及促進協会【FCA】 認定設備であること。			_	0
家庭用蓄電システム【6年】	太陽光発電システムもしくは家庭用燃料電池と常時接続するリチウムイオン蓄電池、インバーター及び充電器等により構成されるシステムで環境共創イニシアチブの認定設備であること。	【上限20万円】 次の(1)と(2)のいずれか低い額 (1) 2万円/kWh ※蓄電池容量(kWh)は、小数点 以下第2位を四捨五入 (2) 実質負担経費(助成対象経費の 実支出額から、他機関より受給 した補助金の額を差し引いた 額)に2分の1を乗じた額	0	0	0

種類	D-2-1/4 0 T/4		助成対象者		
【耐用年数】	助成対象設備の要件・・・・・・上限額及び助成金額・・・・		個人	管理 組合等	中小企業者
雨 水 タ ン ク【10年】	1. 屋根等に降った雨水を貯留し、二次利用水 として再利用できる容量50 L 以上のタン クであること。 2. 雨水を貯留するために作られ、一般に販売 されている既製品であること。	【上限2万円】 助成対象経費の実支出額の2分の1 以内	0	0	0
断 熱 窓【10年】	1. 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。) 又は断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(先進的窓リノベ事業に限る。) において認定された設備であること。 2. 既存建築物のガラス窓について、内窓設置、外窓交換、ガラス交換のいずれかをおこなうものであること。 3. 最低でも1つの居室の全ての窓を断熱窓とすること。 ※換気小窓等除外とする窓あり。	(1) 助成対象経費の実支出額に5分の1を乗じた額	0	0	_
自然冷媒ヒートポンプ 給湯器(エコキュート) 【6年】	自然冷媒を使用している給湯器で、日本産業規格JIS C 9220の年間給湯保温効率 (JIS)が3.1以上*1、2であるもの。 ※1:風呂保温(フルオート)機能があるものについては2.7以上 ※2:240 L 未満の小容量タイプ(一体型含む。)・多缶式タイプ(薄缶2缶等)・多機能タイプについては2.4以上	9万円/基 ※ただし、助成対象経費の実支出額 以内	0	_	0
高日射反射率塗料 【10年】 <<注意>> 防水工事に対しての 助成ではありません	1. JIS K5675 (屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上の塗料を使用すること。 2. 住宅、事業所又は集合住宅共用部分等の屋根・屋上及び階下に居住空間があるベランダの全面(平面図上で確認できる部分のみを指し、天窓、立ち上がり部分及び外壁は除く。)について施工すること。 3. 既存建築物への施工であること。 4. 太陽光発電システム設置工事と併せた施工でないこと。	【個人又は中小企業者:上限40万円】 【管理組合等:上限100万円】 次の(1)と(2)のいずれか小さい面積 に、塗布面積1㎡当たり2千円を乗 じた額 (1)建物登記事項記載証明書におい て一番広い階の床面積 (2)実際に塗布した面積	0	0	0
LED照明器具等【15年】	1. 既存集合住宅の共用部分において、既存の LED以外の照明器具等を、新品のLED 照明器具等に替えて設置すること。 2. 設置工事を伴うものであること。 ※交換は不可 3. 新たに設置する照明器具等の消費電力が 既存の照明器具等と比較して同等以下で あること。	【上限100万円】 助成対象経費の実支出額に2分の1 を乗じて得た額	0	0	_

2 申請期間

申請は、助成対象設備の記置後となります。

設備の設置日に応じた申請期間内【厳守】(郵送の場合は消印有効)に、必要書類を全て揃えて、文京区環境政策課までご提出ください(原則、郵送)。なお、申請は、予算の範囲内で受け付けます。予めご了承ください。

ţ	钥		設備設置日(※1)	申請期間(※2)		
前	期		令和7年2月1日(土)~ 8月31	令和7年5月1日(木) ~ 9月30日		
			日 (日)	-(火)-		
後	期	太陽光発電システム等8設備	令和7年9月1日(月)	令和7年10月1日(水)		
		※LED照明器具等は除く	~ 令和7年10月31日(金)	~ 令和7年11月20日(木)		
		L E D照明器具等	令和7年9月1日(月)	令和7年10月1日(水)		
			~ 令和8年1月31日(土)	~ 令和8年3月2日(月)		

- ※1「設置日」とは保証書等に記載された当該設備の購入日、引渡日、保証開始日又は施工完了日を指す。
- ※2 来庁による提出の場合は、土・日曜、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。

3 申請書提出先

〒112-8555

東京都文京区春日1-16-21 文京区 資源環境部 環境政策課 新エネ省エネ助成申請担当 宛て

4 助成対象者

それぞれの区分で、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

○申請できる「個人」の要件

- (1) <u>令和7年9月1日から令和7年10月31日までの間(LED照明器具等のみ令和7年9月1日から令和8年1月31日まで)</u>に、自らが所有又は居住する区の区域内(以下、「区内」という。)の居住の用に供する建築物(以下、「住宅」という。)に助成対象設備を購入し、設置等をしていること又は当該設備の設置等がされている住宅を購入し、居住していること。
 - ア 中古やリースの設備は対象外。
 - イ 販売・譲渡を目的とする住宅および設備は対象外。
 - ウ 個人名義の店舗・事業所等を併せ待つ店舗併用住宅*および賃貸併用住宅を含む。ただし、会社名義 の住宅は対象外。
 - ※店舗併用住宅:居住部分と業務部分とが併存し、その境を完全には区画せずに相互に往来できる 住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。
- (2) 住宅の所有者が複数の場合は、所有者全員の同意を得ていること。
- (3)集合住宅に居住する場合は、管理組合の取り決め(管理規則)等に基づき、設備を設置することについて同意を得ていること。
- (4) 当該設備を住宅で使用していること。
- (5) 助成対象設備の機器更新の場合は、耐用年数の経過に伴う更新によるものであること。
- (6) 設備の設置費用を申請者が全額支払っていること。
- (7) 指定年度の住民税に滞納がないこと。
- (8) 太陽光発電システムの場合、発電された電力を自らが所有又は居住する住宅で使用すること。
- (9) 申請者=建物所有者(建物居住者)=領収書の名義人=助成金の振込み名義人であること。

○申請できる「管理組合等」の要件

【太陽光発電システム・蓄電システム・雨水タンク・断熱窓・高日射反射率塗料・LED照明器具等】

- (1)「建物の区分所有等に関する法律」に定める区内の集合住宅の管理組合法人及び法人化していない管理組合であること。
- (2) <u>令和7年9月1日から令和7年10月31日までの間(LED照明器具等のみ令和7年9月1日から令和8年1月31日まで)</u>に、管理する集合住宅の<u>共用部分に使用するために</u>助成対象設備を購入し、設置等していること。ただし、断熱窓は居住部分への設置も可とする。
- (3) 助成対象設備の機器更新の場合は、耐用年数の経過に伴う更新によるものであること。
- (4) 設備の設置費用を全額支払っていること。
- (5) 設備の設置について、区分所有法に規定する集会等で同意を得ていること。
- (6) 申請者(管理組合等の代表者)=領収書の名義人=助成金の振込み名義人であること。
- ※居住用部分への断熱窓設置に係る申請を検討されている場合は、予めご相談ください。

○申請できる「中小企業者」の要件

【エネファーム・蓄電システム・雨水タンク・エコキュート・高日射反射率塗料】

- (1) 中小企業基本法第2条第1項の中小企業者であって、区内に主たる事業所を有すること。
- (2) <u>令和7年9月1日から令和7年10月31日までの間</u>に、自ら所有し事業を営む区内の事業所に助成対象 設備を購入し、設置等していること又は設備の設置等を行っている建築物を事業所として購入し、事 業を営んでいること。
- (3) 当該設備を、申請者の事業所においてのみ使用していること。
- (4) [高日射反射率塗料の場合のみ]施工する建物全てが申請者の事業所であること。
- (5) 助成対象設備の機器更新の場合は、耐用年数の経過に伴う更新によるものであること。
- (6) 設備の設置費用を中小企業者が全額支払っていること。
- (7) 法人の場合は指定年度の法人住民税、個人事業主の場合は指定年度の住民税に滞納がないこと。
- (8) 設備を設置した事業所の所有者が複数の場合には、所有者全員の同意を得ていること。
- (9) 申請者(中小企業の代表者)=建物所有者(建物使用者)=領収書の名義人=助成金の振込み名義人 であること。

5 申請に当たっての注意事項

- (1)助成金の申請は、予算の範囲内で受け付けます。
- (2)原則、郵送で申請してください。
- (3) 区が設備の設置状況を確認するため、現地調査を行う場合があります。
- (4) 複数の設備の同時申請は可能です。各設備の申請期間が同じであれば、共通の書類は一通のみで足ります。
- (5) 申請書等に記載した内容を修正する場合に、修正液や消えるボールペンは使用しないでください。
- (6) 助成決定者には今後の地球温暖化対策の参考として、利用状況のデータ提供やアンケートを依頼することが ありますのでご協力ください。
- (7) 国や都の補助金制度と併用申請は可能です。
- (8)区の助成額と国・都の補助額の合計が設置に係った経費(文京区助成対象経費)を上回ることはできません。
- (9) 文京区助成対象経費は必要最低限の経費を記載してください。
- (10) 設備の設置後は、それぞれの法定耐用期間内において、善良な管理義務を果たし適正管理してください。
- (11) 偽りその他不正な手段により助成決定を受けたときは、助成決定が取消しとなります。

給湯器などの使用により、近隣に騒音の影響を与える場合があります。設備の使用にあたっては、点検整備を定期的に行い、 早朝及び深夜の使用をなるべく控えるなど配慮し、周辺環境の保全に努めてください。

6 申請に必要な書類

A すべてに共通する必要な書類

- (1) 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号] | HP |
- (2) 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号] HP
- (3)設備を設置した建物の登記事項証明書(表題部・権利部を含む)、その他建物登記情報が分かるもの。 (<u>発行から3か月以内のものに限る</u>) ※<u>管理組合等による申請は、高日射反射率塗料の場合を除き不要</u>
- (4) 領収書の写し
- (5) 設置日を確認できる書類(①又は②のどちらかを提出) ※断熱窓、LED照明器具等の申請の場合は不要
 - ① 製品保証書の写し(保証開始日を設置日と見なす)
 - ② 出荷証明書(上記(2)の経費内訳書 [別記様式第2号] に記載した施工完了日を設置日と見なす)
- (6) 設備を設置する前の状況が確認できる写真 (カラーで撮影日が記載されているもの)
- (7) 設備の設置状況が分かる写真 (カラーで設備全景が写っており、撮影日が記載されているもの)
- (8) 設備の製造者名、製品名、型式名、形状、規格、公称最大出力等が確認できるパンフレット等 ※断熱窓の申請の場合は不要
- (9) [耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ] 売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの。
- (10) その他区長が必要であると認めた書類

B 申請者に応じて必要な書類

【個人】

- (1)申請者本人の住民票の写し等(<u>マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内の</u> ものに限る)
- (2) 住民税納税証明書又は非課税証明書等(発行後3か月以内のものに限る)
 - ① 令和7年5~6月に申請する場合 令和5年度 住民税納税証明書又は非課税証明書等(令和4年中所得)
 - ② 令和7年7月以降に申請する場合 令和6年度 住民税納税証明書又は非課税証明書等(令和5年中所得)
 - ※納期が到来しているにもかかわらず未納がある場合は、受付できません。ご注意ください。
 - ※個人住民税の納税証明書は、原則、①は令和5年1月1日、②は令和6年1月1日に住民登録のあった市 区町村で発行されます。

【中小企業者】

- (1)中小企業に該当することがわかる書類(発行後3か月以内のものに限る)例:法人登記事項証明書など
- (2) 法人の場合は①、個人事業主の場合は②(いずれの場合も発行後3か月以内のものに限る)
 - ① 法人:法人住民税納税証明書又は非課税証明書
 - ② 個人事業主:住民税納税証明書又は非課税証明書

【管理組合等】

- (1)管理組合等の規約の写し
- (2)区分所有法に規定する集会で設備の設置等について議決されたことを示す書面
- (3)設備を共用部分で使用することが分かる図面(断熱窓を設置する場合を除く)

C 対象設備によって必要な書類

太陽光発電システム

- (1) JET認証ではなく、IECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けた設備の場合は、その証明書
- (2) 建物全景写真(カラーで撮影日が記載されているもの)
- (3) 太陽電池モジュールの設置枚数を確認できる図面
- (4) 単線結線図等の電気系統の接続が分かる図面

パワーコンディショナ(住宅用太陽光発電システム用)

- (1) 売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの
- (2) 単線結線図等の電気系統の接続が分かる図面

エネファーム

燃料電池ユニット・貯湯ユニット本体及びその型式が確認できる写真(カラーで撮影日が記載されているもの)

蓄電システム

- (1) 設備の型式が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)
- (2) 単線結線図等の電気系統の接続が分かる図面

断熱窓

- (1) 断熱窓施工完了届(施工事業者作成)[別記様式第3号] HP
- (2) 改修箇所を記した建築物の平面図(改修箇所に[別記様式第3号]の断熱窓資材内訳表の該当番号を記載)
- (3) 設置前の写真及び設置後の写真に、「別記様式第3号」の断熱窓資材内訳表の該当番号を記載

エコキュート

設備の型式が確認できる写真(カラーで撮影日が記載されているもの)

高日射反射率塗料

- (1)高日射反射率塗料施工完了届(<u>施工業者作成</u>)[別記様式第4号] HP
- (2)塗布した面積箇所の分かる平面図及び立面図
- (3) 見積書
- (4) 出荷証明書または使用前後の塗料缶の写真(カラーで撮影日が記載されているもの)

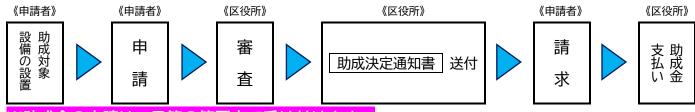
LED照明器具等

- (1) LED照明器具等施工完了届(<u>施工業者作成</u>)[別記様式第5号] HP
- (2) 設置箇所を記した建築物の平面図
- (3)型式が分かる書類(写真等)
 - ※ HP マークがついている様式は、文京区ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

文京区 新エネルギー省エネルギー

検索

7 決定までのながれ(設置後申請)



※助成金の申請は、予算の範囲内で受け付けます。

※区及び他の機関からの助成額の合計が設置等に係った経費を上回ることはできません。

8 お問合せ先

〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 文京シビックセンター17階南側

文京区 資源環境部 環境政策課 [受付時間] 8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)

【太陽光発電システム・パワーコンディショナ・蓄電システム・断熱窓・LED照明器具等】

環境政策課 地域環境係・脱炭素担当 ☎03-5803-1276

【エネファーム・雨水タンク・エコキュート・高日射反射率塗料】

環境政策課 環境調整係 ☎03-5803-1259

申請必要書類チェックリスト

共通書類

/ \ ~					
	文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号] HP				
	文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号] HP				
	設備を設置した建物の登記事項証明書(表題部・権利部を含む)、その他建物登記情報が分かるもの。 (発行から3か月以内のもの) ※管理組合等による申請は、高日射反射率塗料の場合を除き不要				
	領収書の写し				
	設置日を確認できる書類(①と②のいずれかを提出) ①製品保証書の写し ②出荷証明書 ※ <u>断熱窓及びLED照明器具等の申請の場合は不要</u>				
	設備を設置する前の状況が確認できる写真(<u>カラーで設備全景が写っており、撮影日が記載されている</u> もの)				
	設備の設置状況が分かる写真(<u>カラーで設備全景が写っており、撮影日が記載されているもの</u>)				
	設備の製造者名、製品名、型式名、形状、規格、公称最大出力等が確認できるパンフレット等 ※断熱窓の申請の場合は不要				
	[<u>耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ</u>] 売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの。				
申記	青者【個人】				
	申請者本人の住民票の写し(マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る)				
	住民税納税証明書若しくは非課税証明書(<u>発行後3か月以内のものに限る</u>) ① 令和7年5~6月に申請する場合 令和5年度 住民税納税証明書若しくは非課税証明書(令和4年中所得) ② 令和7年7月以降に申請する場合 令和6年度 住民税納税証明書若しくは非課税証明書(令和5年中所得)				
申請者【中小企業者】					
	中小企業に該当することがわかる書類(発行後3か月以内のものに限る)例:法人登記事項証明書など				
	法人の場合は①、個人事業主の場合は②(<u>いずれの場合も発行後3か月以内のものに限る</u>) ① 法人:法人住民税納税証明書若しくは非課税証明書 ② 個人事業主:住民税納税証明書若しくは非課税証明書				
申記	情者【管理組合等】 -				
	管理組合等の規約の写し				
	区分所有法第に規定する集会で設備の設置等について議決されたことを示す書面				
	設備を共用部分で使用することが分かる図面(<u>断熱窓を設置する場合を除く</u>)				

	【オ	は陽光発電システム】
		JET認証ではなく、IECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けた 設備の場合は、その証明書
		建物全景写真(カラーで撮影日が記載されているもの)
		太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる図面
		単線結線図等の電気系統の接続が分かる図面
	[/	パワーコンディショナの更新】
		売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の耐用期間の経過に伴う機器更新であることが確認できる もの
		単線結線図等の電気系統の接続が分かる図面
	[]	Eネファーム】
		燃料電池ユニット・貯湯ユニット本体及びその型式が確認できる写真(<u>カラーで撮影日が記載されているもの</u>)
	【書	香電システム 】
I		設備の型式が確認できる写真(<u>カラーで撮影日が記載されているもの</u>)
		単線結線図等の電気系統の接続が分かる図面
	【迷	新熱窓】
		断熱窓施工完了届(<u>施工事業者作成</u>)[別記様式第3号] HP
		改修箇所を記した建築物の平面図(改修箇所に [別記様式第3号] の断熱窓資材内訳表の該当番号を記載
		設置前の写真及び設置後の写真に、[別記様式第3号]の断熱窓資材内訳表の該当番号を記載
	[]	ロコキュート】
		設備の型式が確認できる写真(<u>カラーで撮影日が記載されているもの</u>)
•	【肩	高日射反射率塗料】
I		高日射反射率塗料施工完了届(施工業者作成)[別記様式第4号] HP
		塗布した面積箇所の分かる平面図及び立面図
		出荷証明書または使用前後の塗料缶の写真(<u>カラーで撮影日が記載されているもの</u>)
1	. .	
ĺ	 	LED照明器具等施工完了届(施工業者作成)[別記様式第5号] HP
		設置箇所を記した建築物の平面図
ı	_	

※ HP マークがついている様式は、文京区ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

文京区 新エネルギー省エネルギー

型式が分かる書類(写真等)

検索